

答 申 第 8 5 号

平成16年5月13日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成14年3月20日付神保保地第1938号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「 病院に対する医療監視に伴い作成された施設表」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、別紙1の審査会の判断欄に公開と示した情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、

「 病院に対する医療監視に伴い、作成された施設表(H10~12年度)」  
の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、別紙1の(1)~(12)に掲げる文書を特定し、文書(2)、(5)~(7)、(12)は公開、(1)、(3)、(4)、(8)~(11)は部分公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件公文書の非公開部分の取消しを求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成14年2月22日付けの申立書、平成14年6月14日付けの意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 入院患者数、外来患者数、調剤数、外来処方箋数について

実施機関は、1日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来処方箋数を非公開にしました。まったく基礎的なデータなのに、出さない。これには驚きました。

たしかに公開すると、はやっていない病院だから受診を避ける人が増えるかも知れないし、逆に空いている病院だから利用しようという人がいるかも知れない。そういうことが起きたとしても、何がいけないのでしょうか。

患者数や病床稼働率は、病院の経理情報ではありません。資金繰りの問題ならば、融資を検討する側は、市が情報公開しなくても、病院経営者にあらゆるデータを出させ、患者数の状況もチェックして、判断するでしょう。

いずれにしても、こんな基本的なデータを、廃止された病院なのに伏せるのは、全くあきれた話です。すべて公開すべきです。

(2) 病院の担当職員の氏名について

医療監視に関連した病院の担当職員の氏名の公開も実施機関は拒否しました。

公共性の高い医療機関で、だれが部門の責任者であったか、だれが行政と対応したかは私的な事柄ではなく、それを伏せることが正当な理由にあたるとは思えません。事務部門責任者氏名、医療監視資料連絡担当者氏名は公開すべきです。

さらに「感染性廃棄物の処理状況等の調査者」「防火安全対策の点検者」は、病院職員だといえます。どうやら神戸市は、病院側に用紙に記入してもらって、それで立ち入り検査したことになっているようです。これでは、単なるアンケートか報告書です。検査というなら、その書面と実際の状況を市のスタッフが現場で照合してチェックしないといけません。

以上から考えて、調査者、点検者は、本来なら神戸市職員がやるべき仕事を実質的に代行した病院職員だといえます。そこには公務性があるし、これらの項目の記述内容について責任の所在を明確にする意味でも、氏名は公開すべきです。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 14 年 5 月 8 日付けの非公開理由説明書、平成 15 年 9 月 16 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

##### (1) 特定した公文書の内容について

ア 文書(1)～(12)は、実施機関が医療監視を行う際に病院より提出された資料である。

イ 文書(1)の施設表は、被検査施設についてその概要を表示したもので、施設名、開設年月日、所在地、管理者氏名、病院種別、許可病床数及び1日平均入院患者数、診療科名、1日平均患者数、1日平均調剤数、1日平均外来投薬院内処方箋枚数、従業者数、設備概要、救急医療、業務委託、建物の構造面積・敷地面積、医療法に基づく許可の状況などが記載されている。

ウ 文書(2)～(7)及び(12)は、予め公表された一定の検査基準に基づき各項目ごとに作成された調査点検表であり、被検査施設において事前に調査点検を実施し、その結果を記載した表である。

エ 文書(8)、(9)、(11)は、医療従事者の必要数を算定する際の計算表であり、病床種別ごとのそれぞれ1日平均の入院患者数、外来患者数、平均調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数などを記入する様式となっている。

オ 文書(10)は、医療監視に関する病院の連絡担当者の氏名を報告する様式である。

##### (2) 非公開とした理由

###### ア 基本的見解

医療監視に際し病院より提出された情報は、一般には公表されていない病院運営の基礎的な数値等で、当該病院の経営方針とも深くかかわりのある内部管理情報である。

医療監視結果についても、定められた項目について適否の択一的な記載しかされていないような情報もあり、市民が必要とする情報の全てを満たすものではない。このような具体的情報を捨象した医療監視結果や内部管理情報のみを公表することは、それが直ちに医療事故等に直結するような不備ではないにも係わらず、当該病院に不測の打撃を与えるおそれもある。

以上から、医療監視結果や病院より提出された情報を公開することは、今後の医療監視の適正な実施を困難にし、かつ、法人等の競争上の地位、社会的信用が損なわれるものであり、実施機関としては、現存する病院についてこれらの情報を公開する際には、慎重な判断を要すると考える。

しかし、本件についてはすでに廃院している病院であり、病院としての実態が全くなく、守るべき競争上の地位その他経営上の利益がないため、条例に基づき部分公開とした。

###### イ 条例第 10 条第 1 号に該当すると判断した理由

医療法第 14 条の 2 では、管理者氏名、診療に従事する医師の氏名を院内に掲示しなければならないが、その他の従事者については掲示が義務づけられていない。

調査者氏名、点検者氏名、事務部門責任者氏名、医療監視資料連絡担当者氏名は、その他の

従事者の氏名であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもない。これらの情報を公開することは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するものと判断した。

ウ 条例第 10 条第 2 号に該当すると判断した理由

非開示とした 1 日平均入院患者数により病院の病床稼働状況が類推される。また、1 日平均患者数、1 日平均調剤数、1 日平均外来患者に係る取扱処方箋数についても、この数が多い程病院を受診する患者の数が多いと考えられる。これらの情報は病院の評価や経営状況に直結する情報であり、これを公にすることは、病院を開設する法人等の社会的評価及び正当な利益を害するものである。

本件に係る病院はすでに廃院されている病院であるが、このような基礎的情報はたとえ現存していなくとも公にすべきではないと考える。

また、当該病院の開設者であった事業者としての個人は、他の場所で医業を行っていることが容易に予想され、公にすることにより、現在の当該個人の医業の競争上の地位、社会的評価、名誉が損なわれるものと解し、公にすべきではないと判断した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立てについて

#### ア 本件申立ては、申立人が

「 病院に対する医療監視に伴い、作成された施設表（H10～12年度）」の公開請求をしたのに対し、実施機関が別紙1の(1)～(12)に掲げる文書を特定し、文書(2)、(5)～(7)、(12)は公開、(1)、(3)、(4)、(8)～(11)は部分公開とする決定をしたことにかかわるものである。

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) 調査者、点検者、事務部門責任者、連絡担当者など病院側の担当者の氏名も伏せているが、これは市に対して業務上行われた公式報告であり、たとえ個人名が出ていても、それ以上の個人情報はない。公開しても社会通念上、何ら問題はない。

(イ) 1日平均入院患者数、外来患者数、調剤数、処方箋数などを法人等の競争上の利益を理由に伏せるのは、全く理解できない。もともと全病院について一般公開されてしかるべきデータであるうえ、当該病院は廃院になっており、伏せる必要は全くない。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) 医療法第14条の2では、管理者氏名、診療に従事する医師の氏名を院内に掲示しなければならないが、医師以外の従事者については掲示が義務づけられていない。

調査者氏名、点検者氏名、事務部門責任者氏名、連絡担当者名は、医師以外の従事者の氏名であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもない。これらの情報を公開することは、特定の個人が識別され、若しくは識別されるものであり、条例第10条第1号アに該当する。

(イ) 1日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数は、病院の評価や経営状況に直結する情報であり、これを公にすることは、病院を開設する法人等の社会的評価及び正当な利益を害するものである。したがって、条例第10条第2号アに該当する。

本件に係る病院はすでに廃院されている病院であるが、このような基礎的情報はたとえ現存していなくとも公にすべきではないと考える。

エ 以上から、本件の争点は、本件情報についての条例第10条第1号ア、第2号アの該当性である。以下、検討する。

### (2) 条例第10条第1号アの該当性

実施機関によれば、文書(3)は感染性廃棄物の管理体制、分別保管の状況及び処理方法に関する調査票であり、文書(4)は病院の防火安全対策に関する調査票であり、文書(10)は医療監視に関する病院の連絡担当者の氏名を報告する様式である。これらの文書には、調査者氏名の欄（文書(3)）、点検者氏名の欄（文書(4)）、事務部門責任者氏名の欄、連絡担当者名の欄（文書(10)）があり、いずれも事務長の氏名が記録され、非公開とされている。

これらの情報は、個人の勤務先に関する情報である。これらについては、医師の場合と異なり、

その氏名を院内に掲示することが義務付けられておらず、特定の個人の職業、勤務場所を示す情報として、通常、保護されるべきものである。

また、文書(1) (病院の概要を示す施設表)には、病院開設者の自宅の住所及び電話番号が記録されているが、これらは、通常、個人に関する情報として保護されるべきものである。

以上から、事務長の氏名、病院の開設者の自宅の住所、電話番号を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

### (3) 条例第 10 条第 2 号アの該当性

実施機関によれば、文書(1)は医療監視の対象となる病院の概要を示す施設表であり、文書(8)、(9)、(11)は、医療従事者の必要数を算定する際の計算表である。これらの文書には、いずれも 1 日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数が記録され、非公開とされている。

実施機関は、これら 1 日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数は病院の評価や経営状況に直結する情報であり、これらを公にすれば、病院開設者の社会的評価や正当な利益を害すると主張する。

しかしながら、本件請求の対象となった病院はすでに廃院となっていること、1 日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数自体は客観的な数字に過ぎないことからすれば、本件においては、実施機関が主張するような病院に対する評価や正当な利益を害するおそれは認められない。

以上から、1 日平均の入院患者数、外来患者数、調剤数、外来患者に係る取扱処方箋数を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別紙1

(審査会の判断欄に「-」とあるのは、実施機関が公開の決定を行った情報であることを示す。)

番号	文書名	非公開部分	審査会の判断
(1)	第1表施設表(H10.12.11、H11.11.29、H12.10.11実施分)	1日平均入院患者数 1日平均患者数 1日平均調剤数 1日平均外来患者に係る取扱処方箋数	公開
		開設者住所、電話番号	妥当
(2)	委託業務調査表(H10.12.11、H11.11.29、H12.10.11実施分)	-	-
(3)	感染性廃棄物の処理状況等調査表(H10.12.11、H11.11.29、H12.10.11実施分)	調査者氏名	妥当
(4)	防火安全対策点検表	点検者氏名	妥当
(5)	救急告示医療機関点検表	-	-
(6)	院内感染の発生状況・防止対策調査表	-	-
(7)	院内感染対策等に関する調査表(H10.12.11実施分)	-	-
(8)	医療従事者必要人員算定表(H10.12.11実施分)	1日平均入院患者数 1日平均外来患者数 1日平均調剤数	公開
(9)	平成10年度医療監視資料・平成9年度患者数及び調剤数調(H10.12.11実施分)	入院患者数 外来患者数 調剤数	公開
(10)	医療監視資料連絡担当者氏名票(H11.11.29、H12.10.11実施分)	事務部門責任者氏名 医療監視資料連絡担当者氏名	妥当
(11)	医療従事者必要数計算式(H11.11.29、H12.10.11実施分)	1日平均入院患者数 1日平均外来患者数 1日平均調剤数 1日平均外来患者に係る取扱処方箋数	公開
(12)	栄養管理調査表(H12.10.11実施分)	-	-

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成14年3月20日	-	* 諮問書を受理
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年5月8日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年6月14日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議
平成15年3月28日	第152回審査会	* 審議
平成15年4月17日	第153回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年9月16日	第160回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成15年10月6日	第162回審査会	* 審議
平成15年10月20日	第163回審査会	* 審議
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年11月17日	第165回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年1月27日	第167回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議